

寒 川 町

「ほっとすぺーす」

運営マニュアル

＝ 目 次 ＝

1. はじめに … 「ほっとすぺーす」設置の経過と目的	2
2. 「ほっとすぺーす」とは … 運営の内容	3
3. 「ほっとすぺーす」の利用方法	5
★ヘルプカードについて	6
4. 「ほっとすぺーす」の事業所登録について	7
5. 「ほっとすぺーす」の支援システムについて	10

1. はじめに … 「ほっとすぺーす」設置の経過と目的

障がいのある方が、町内で「ちょっと困った」ときに、安心して立ち寄れる、気になることを相談できる、そんな「ほっと」できる場所が欲しい、寒川町自立支援協議会で提案された当事者の意見をもとに、協議会の中で設置の検討を進めてきました。

外出中、「ちょっと困ったな」と思ったときに、障がいのある方の中には自分から他の人に伝えたり、解決をしたりすることが苦手な方が多いようです。そんなときに、「ちょっと一休み」したり、「ちょっとアドバイス」を聞いたり、「ちょっと手助け」してもらえる、そんな場所が町内のあちこちにあると、外出はだいぶ安心できるものになります。

障がいのある方が安心して暮らせる、安心して外出できる、そんな町づくりを目指して、「ほっとすぺーす」を町内のあちこちに設置していきたいと願っています。

2. 「ほっとすぺーす」とは … 運営の内容

○町内の福祉事業所・行政機関・店舗等の中で、可能な事業所が登録し、設置します。

○登録した事業所ごとに、提供できる資源を提供します。提供できる内容については、「ほっとすぺーす」案内表示板に記載し、利用者に分かりやすく、誤解のないよう関係機関に周知します。

○「ほっとすぺーす」で提供する内容は

【 1 】 基 本 事 業	①短時間の休憩（概ね15分程度） ②トイレ・手洗いの提供 ③近隣の案内 ④相談場所の案内
【 2 】 追 加 事 業 （事業所の状況により 提供できる内容）	❶休憩・食事場所の提供（概ね30分程度） ❷相談・傾聴（概ね30分程度） ❸臨時の事業所利用 （活動への臨時の参加 概ね2時間程度）

【 1 】 基 本 内 容

登録事業所全体にお願いいたします。

①短時間の休憩（概ね15分程度）

⇒来所されたときに、「ほっとすぺーす」の利用の意思を確認してください。

なぜ「ほっとすぺーす」を利用したいのか？ については、ご本人が話し

たくないときもあるかと思います。ご本人が話さない場合は、繰り返しの質問は避けるようにお願いします。

②トイレ・手洗いの提供

⇒提供をお願いします。

③近隣の案内

⇒行きたい場所にたどり着けないけど、他の人には聞きにくい、という方も多いようです。不安な様子をされている場合は、ゆっくりと聞き取ってみてください。

④相談場所の案内

⇒③の内容に近いですが、「どこに相談したら良いかわからない」とか、「こんなことを相談したい」といった内容の場合は、ご存知の相談窓口の名称・場所・行き方などをご案内ください。「寒川町福祉ガイド」等をご参照ください。

※①～④いずれについても、事業所の当日の事情で、提供が困難な時は、状況をご説明し、可能であれば近くの「ほっとすぺーす」等、代替えとなる場所のご紹介をお願いします。

【 2 】追加事業（事業所の状況により提供できる内容）

追加事業①～③を提供できる事業所は、事業所登録時に、どの内容が提供できるが、ご登録ください。表示板に各事業所の可能な内容を表示します。

※事業所が提供できるとき（人員が確保できている、またはスペースが確保できているとき）に提供します。当日の状況から、提供が困難なときは、利用希望者に説明し、他事業所の紹介をお願いします。

3. 「ほっとすぺーす」の利用方法

○当事者の登録は不要です。

来所されたときに「ほっとすぺーす」の利用の意思をご確認ください。

事業の目的は、「ちょっと一息」休息できる場所を増やすということです。

また、寄りどころがなかったり、いつも立ち寄れる場所が無かったり、お困りの方がいらっしゃる場合は、その方々の必要な支援について、相談ができるように「ほっとすぺーす」の各事業所を支援する関係機関と連絡ののち、話合いのきっかけを作ることができます。

○利用方法の例 1

買物に出かけた時に、前日にあったことを思い出して、急に不安な気持ちになった。ドキドキして辛くなったので、短時間休憩したい

⇒ 「ほっとすぺーす」に立ち寄り、「ちょっと休みたいです」とお伝えください。

○利用方法の例 2

仕事を一度辞めることになって、日中に時間ができた。行く場所がなく、散歩などをして過ごしているが、雨や暑さを避ける場所がない。本当はどこかいつも通えるところがあると安心です。

⇒ 「ほっとすぺーす」の中で、30分程度の休憩や相談・傾聴ができる事業所に立ち寄ってください。希望している内容をお話しして、相談ができる場所の紹介や、通える場所の紹介などを活用してください。



ヘルプカードって、何だろう？



寒川町では、障がいのある方が町の中で困った時、助けが必要になった時に他の人に助けて欲しい気持ちを伝える手段のひとつとして、「ヘルプカード」というカードを発行しています。使い方は、簡単です。

①ヘルプカードを受け取る。

ヘルプカードは、寒川町の福祉課または各「ほっとすぺーす」に置いてあります。ご自由にお持ちください。

②ヘルプカードに自分の状況を書く。

ヘルプカードにある項目の中で、ご自身に必要な事がらをあらかじめ書いておいてください。どんな時に困るか、困った時の助け方（周りの人からの協力の方法）を記入していただくと、協力が得られやすいです。

③ヘルプカードを使う。

困った時、助けが必要になった時、側にいる人に「ヘルプカード」を見せて、どんなことを助けて欲しいか、伝えてください。「ヘルプカード」には、家族や寒川町福祉課や相談支援事業所の連絡先が載っています。どうして欲しいか、が伝わりにくい場合は、連絡して欲しいことを伝えてください。

「ヘルプカード」の使い方は、その人の状況によってさまざまです。

ご自身に必要な支援について記入して、日頃からご活用ください。

4. 「ほっとすぺーす」の事業所登録（変更）について

○寒川町福祉課に、事業所登録（変更）の申請書を提出してください。

○「ほっとすぺーす」の登録が完了すると、「ほっとすぺーす」の表示板が発行されます。

発行された表示板を、事業所の外から見える場所に掲示してください。

ほっとすぺーす（立ち寄り所）登録（変更）申請書

年 月 日

寒川町地域自立支援協議会 事務局

住 所

氏 名

電 話

1. 事業所等の状況

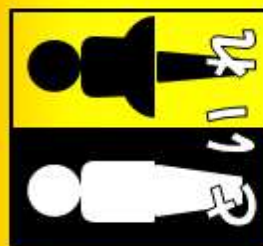
事業所名等	
住 所	
電話番号	
対応可能な曜日 および時間帯	

2. 提供できる内容

【 1 】 基 本 事 業	①短時間の休憩（概ね 15 分程度） ②トイレ・手洗いの提供 ③近隣の案内 ④相談場所の案内
【 2 】 追 加 事 業	❶休憩・食事場所の提供（概ね 30 分程度） ❷相談・傾聴（概ね 30 分程度） ❸臨時の事業所利用 （活動への臨時の参加 概ね 2 時間程度）

*事業所の状況から、提供できる内容に○をつけてください。

ほっとすぺーす



「ほっとすぺーす」は、障がいのある方が困った時に気軽に立ち寄りやすい場所です。

「事業所名」

さむかわまちいきじりつしえんきょうざかい
寒川町地域自立支援協議会

5.「ほっとすぺーす」の支援システム

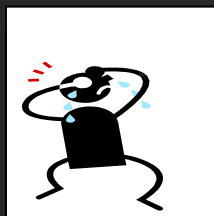
○「ほっとすぺーす」の利用で来所された方の対応が、1事業所では困難なときは、「ほっとすぺーす」の支援システムを活用して、後方支援機関等に協力を求めてください。

○寒川町「ほっとすぺーす」支援システムの対応機関リスト

「ほっとすぺーす」	支援機関	後方支援機関
寒川町社会福祉協議会	寒川町福祉課	障がい当事者団体
寒川町福祉活動センター	寒川町社会福祉協議会	民生委員
生活相談室すまいる	さむかわ基幹相談支援センター	自治会
寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと	生活相談室すまいる	けやきの森病院
スタジオ トネリコ	寒川町障がい者相談支援事業所ゆっと	
つくしの家	サポートステーションすまいる	
友達	茅ヶ崎市保健所	
福祉支援活動センター「F」		
かっぱどっくり		
寒川まち食堂		

(令和3年4月1日現在)

寒川町「ほっとすぺーす」の支援システム



「ほっとすぺーす」

- 寒川町内で、気軽に立ち寄り、話ができる場所に、マークを表示して「ほっとすぺーす」に設定。

【町内の福祉事業所等】

「支援機関」

- 「ほっとすぺーす」に来所された方に相談や介護など、支援が必要と思われた場合に、「立ち寄り所」の担当者が支援を依頼する所を設定

【町内の相談支援事業所、行政機関、福祉サービス事業所 等】



「後方支援機関」

- 「ほっとすぺーす」に来所された方の支援の中で、医療や地域からの支援など、福祉サービス等の制度利用以外の支援が必要になった場合、支援機関から相談を受け対応する。

【病院、民生委員、自治会、当事者団体等】

企画・検討

寒川町地域自立支援協議会（平成25年度）

事務局 寒川町福祉課（74-1111）

生活相談室すまいる（72-0175）

平成25年10月作成

令和3年12月改訂

寒川町地域自立支援協議会

事務局 寒川町福祉課（74-1111）

さむかわ基幹相談支援センター（39-5591）